

開発行為を計画されている事業者さまへ

◎開発行為の協議について

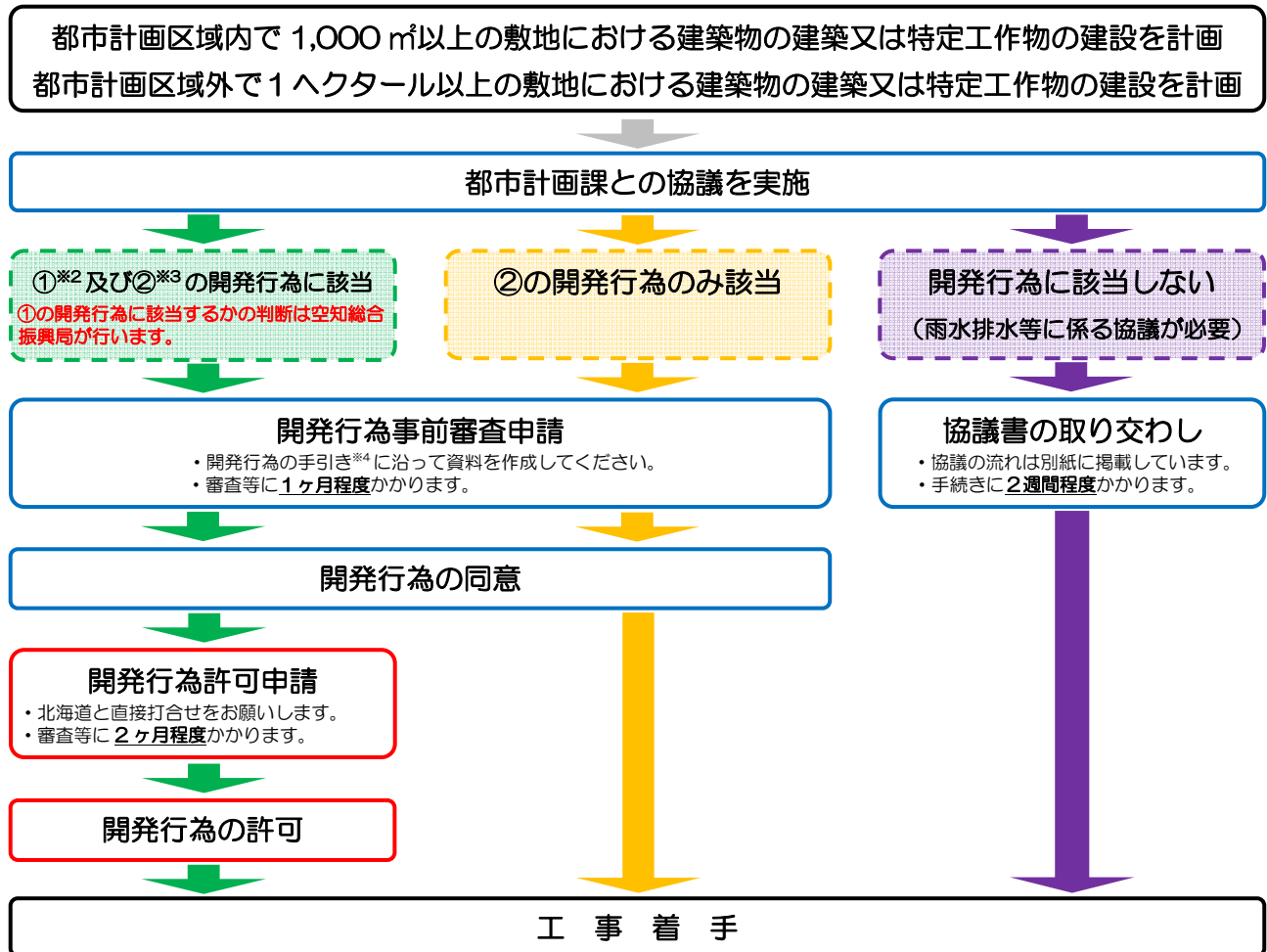
都市計画区域内で開発区域面積が **1,000 m²以上**、または、都市計画区域外で開発区域面積が **1ヘクタール以上**の開発行為^{※1}を計画している事業者さまは、都市計画課との協議を実施し、必要な手続き等についてご相談ください。その際、開発行為の概要が分かる資料をお持ちください。

※1 開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。(都市計画法第4条第12項)

◎開発行為に必要な手続きについて

開発行為を行う際には以下の流れで手続きが必要となります。

≪手続きフロー≫ 開発行為者 協議対象: 岩見沢市 北海道



※2 ①都市計画法第29条に基づき北海道の許可が必要となる開発行為

面積要件 開発区域面積 $\geq 3,000 \text{ m}^2$
許可権者 北海道知事又は空知総合振興局長

※3 ②岩見沢市宅地等開発行為に関する指導要綱に基づき岩見沢市長の同意が必要となる開発行為

面積要件 開発区域面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$
同意者 岩見沢市長

※4 開発行為の手引き〔令和5年7月改正〕(岩見沢市建設部都市計画課)

◎開発行為の手続きに要する期間について

開発行為の手続きに要する期間については目安を記載しておりますが、計画内容等によっては更に時間がかかるケースも考えられますので、早めに都市計画課にご相談ください。